



# 住居確保給付金支給事業

## 求職活動と家賃相当額の支援(家賃補助)のご案内

### 相談・申請受付窓口

- ★ 住居確保給付金についてのご相談は、以下相談窓口までお問い合わせください。
- ※ 申請書類は、相談窓口でお渡ししています。相談は予約制となっておりますので、事前のご予約をお願いします。
- ※ 令和7年4月から窓口が変更となっております。

相談窓口	電話番号	FAX番号
東京リーガルマインド	075-354-9085 【平日 月曜から金曜 9:00~16:00】	075-354-9086

申請書類送付先	〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下る東塩小路町680-2 東京リーガルマインド京都駅前本校 4階
---------	--

### 家賃補助の概要

- ★ 離職等（離職、自営業の廃止）又はやむを得ない休業等により収入が減少して経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方で、誠実かつ熱心に常用就職等を目指した求職活動を行う方を対象として、賃貸住宅の家賃相当分を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ★ 家賃の実額（共益費等は対象外）を支給します。ただし、次の（表1）の生活保護住宅扶助基準額を上限とします。

(表1)

世帯人数	住宅扶助基準額（＝支給上限月額）
1人	40,000円
2人	48,000円
3人～5人	52,000円
6人	56,000円
7人以上	62,000円

- ★ 世帯全体の月当たりの収入額の合計が、裏面（表2）の「A基準額」を超える場合は、支給額が調整され、一部支給となります。
- ★ 支給期間は3か月です。  
一定の条件を満たす場合は、3か月単位で延長及び再延長（最長9か月まで）することができます。
- ★ 原則として、京都市から入居住宅の貸主等の口座へ直接振り込みます。

### 家賃補助の受給に必要な求職活動要件

- ★ 住居確保給付金の受給に当たっては、以下の活動を行う必要があります。  
常用就職・事業再生等にかかわらず、月1回は必ず自立相談支援機関の窓口で対面による面接を受けていただく必要があります。それ以外の3回は、電話による面談等の支援を受けていただきます。

#### ① 離職、廃業、休業等の場合（常用就職を目指す方）

- ・月4回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける。
- ・月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）等における職業相談等を受ける。
- ・原則週1回以上、企業等への応募又は面接を受ける。



#### ② 休業等の場合（事業再生等を目指す方）

- ・月4回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける。
- ・原則月1回以上、経営相談先での経営相談
- ・月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組

- ★ 再延長時（7か月目から9か月目まで）は、②の方も、①の活動を行っていただく必要があります。

- ★ 就労状況の報告をしない場合や収入額が基準を超過した場合等、上記要件を満たさない場合は、支給期間中であっても、支給が中止されます。

※ 詳しい支給要件等については、裏面をご覧ください。



京都市  
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 家賃補助の支給対象者

★ 申請時において次の①～⑨の項目すべてに該当する方が支給対象となります。

- ① 離職等により**経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居喪失のおそれがある。**
- ② ア) 離職等の場合は、申請日において、**離職等の日から2年以内**である。 ※1  
 イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している**個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少**し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業と同等程度の状況にある。 ※2  
 ※1 疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、求職活動を行うことが困難であった日数に2年を加算した期間以内（最大4年）となります。  
 ※2 経済社会情勢の変動等による取引先の倒産・事業活動の制限、自然災害等により、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合をいいます。
- ③ ア) 離職等の場合は、離職等の日において、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。  
 イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、主たる生計維持者である。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の**収入の合計額が、次の（表2）の「収入基準額」以下である（収入には公的給付（例：年金、失業等給付等）も含む。給与収入の場合は社保等控除前。ただし、交通費支給額を除く。）**。 ※3  
 ※3 児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付や、各種保険金の受取りについては収入として算定しません。

（表2）

世帯人数	A基準額	収入基準額		
		B家賃上限額	家賃の額がB家賃上限額以上の場合（A+B）	家賃の額がB家賃上限額未満の場合（A+家賃額）
1人	84,000円	40,000円	124,000円	84,000円+家賃額
2人	130,000円	48,000円	178,000円	130,000円+家賃額
3人	172,000円	52,000円	224,000円	172,000円+家賃額
4人	214,000円		266,000円	214,000円+家賃額
5人	255,000円		307,000円	255,000円+家賃額
6人	297,000円	56,000円	353,000円	297,000円+家賃額
7人	334,000円	62,000円	396,000円	334,000円+家賃額

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生計を一にしている同居者の金融資産の合計額が次の（表3）の額以下である。

（表3）

世帯人数	金融資産（預貯金及び現金）の額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ **誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うことに同意している。**
- ⑦ 住居の確保を目的とした**類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。**
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。
- ⑨ **入居（予定）賃貸住宅等の住所が京都市内である。**

★ 生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受給されている方は、支給対象外です。

★ 職業訓練受講給付金との併給は可能です。

## 初期費用や生活費の貸付等、その他制度

- ★ 住宅の契約に要する初期費用（敷金・礼金等）を用意することが困難な方は、京都市社会福祉協議会が実施している総合支援資金貸付（住宅入居費）について、自立相談支援機関が作成する書類を添えて借入申込みができますので、まずは表面の相談窓口にご相談ください。
- ★ また、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、京都市社会福祉協議会が実施する総合支援資金貸付（生活支援費）について、自立相談支援機関が作成する書類を添えて借入申込みができますので、まずは表面の相談窓口にご相談ください。
- ★ 収入の減少等により生活がひっ迫している場合は、区役所・支所の生活福祉課にご相談ください。
- ★ また、お住まいの家賃が高額等で、家計に関する相談支援の結果、家計改善のために転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められる場合、転居に要する初期費用相当分の支給を受けられる場合があります（住居確保給付金の「転居費用補助」）。表面記載の相談窓口にご相談ください。
- ★ なお、上記の貸付等には申込要件・審査があります。